

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

橋本市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 26 年 4 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 26 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 木下 善之

橋本市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市老人医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第144号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(医療費の範囲) 第4条 この条例により支給する医療費は、医療保険各法その他法令の規定による医療が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち対象者が負担する額(以下「自己負担医療費」という。)から医療保険各法の規定に基づき、70歳の誕生日の属する月の翌月に到達した者が負担する金額に相当する額を控除した額とする。</p>	<p>(医療費の範囲) 第4条 この条例により支給する医療費は、医療保険各法その他法令の規定による医療が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち対象者が負担する額(以下「自己負担医療費」という。)から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、70歳の誕生日の属する月の翌月に到達した者が負担する金額に相当する額(70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱(平成20年2月21日付け保発第0221003号厚生労働省保険局長通知)の規定に基づき国が支払う一部負担金等の一部に相当する額を控除した額をいう。)を控除した額とする。</p>
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の橋本市老人医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。